

参画と協働のまちづくりスタート

自治基本条例は、3月9日に開かれた市議会定例会において全会一致で可決、13日に公布されました。この条例は、まちづくりの基本となる考え方や、まちづくりの主体となる市民、議会、行政がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを行っていくかを定めたものです。市の最高規範となる自治基本条例に基づき、今後「住民投票条例」「市民参加条例」（いずれも仮称）など具体的な手続きや行動を定めた条例を制定していきます。この条例は「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進するための第1歩です。



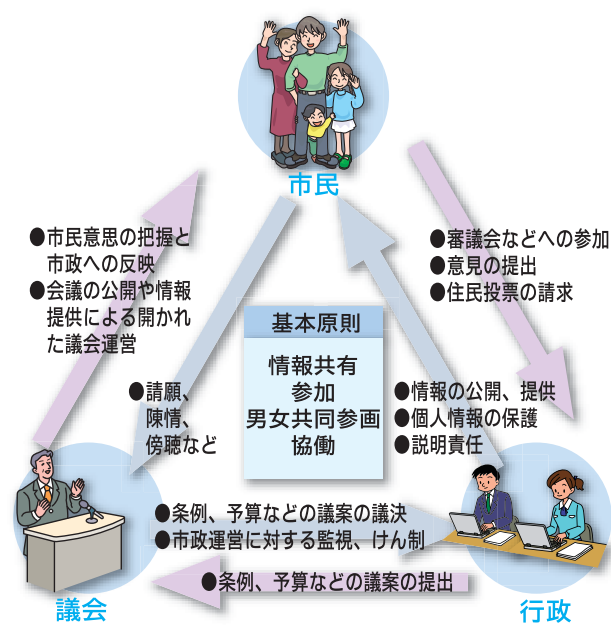
市民参画と協働が必要になる背景

平成12年の地方分権改革により、法律上、国と地方自治体は「対等」の関係になり、国から地方へ権限や財源の移譲が進んでいます。少子高齢化が進む中、財源にも限りがあることから、全国一律の施策では無駄が多く、できる限り市民の近くで施策を判断することが必要となっており、国から地方自治体へ、そして行政から市民への分権が求められています。

要があります。このようなことを背景に、地方自治体は「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める（自己決定・自己責任）」に基づいた市政運営が求められています。市民参画の機会の拡充など、市政運営に主権者である市民の意思を十分に反映させることが重要であり、市民参画と協働によるまちづくりの仕組みは不可欠となっています。

定める自治基本条例だからこそ、2年以上の期間をかけて条例案づくりを行ってきました。特にワーキンググループ（公募市民12人と市職員11人で構成）や検討委員会（学識経験者、各種団体からの推薦者15人で構成）が行った条例の素案づくりは、市民と行政が共に学び、考え、つくり上げてきたプロセスに大きな意義があります。その後、市政懇談会や出前説明会などで市民の意見をいただきながら完成した条例案は、市議会の審議を経て可決されました。

自治基本条例のイメージ



条例で市民の暮らしはどう変わる

自治基本条例の説明会などで皆さんから多く寄せられた質問に「この条例が制定されることによって、市民に対する規制や新たな義務が課されたりするのか」ということがありました。この条例には市民の責務として、積極的に市政運営に参画することなどが定められています。が、参画しないからといって不利益があるものではなく、その

意味では市民の暮らしに急激な影響を与えるものではありません。

将来の奥州市をもっと住みよいまちにしていくなために、より開かれた行政と、市民やさまざまな立場の人が積極的にまちづくりにかかわるルールを作るものです。市民の皆さんにとっても、市をさらに良くしていくことにかかわるチャンスなのです。

自分の住むまちを愛すること

海鋒 徹哉さん (35)
＝江刺区＝
市自治基本条例検討委員会
ワーキンググループ員



ワーキンググループ員の公募に応じたのは、わたしが今活動している青年会議所の目標に通じるところがあったことがきっかけです。

ワーキンググループは、検討委員会のメンバーが検討する案のさらに素になる案を作ります。会社員や主婦、市の職員などいろいろな立場の人たちが参加しました。自分の住むまちを愛するがために、条文作りを通じて「市民をもっと巻き込みたい」「市民はもっとこうしてほしい」という思いが強く感じられました。

条例で特徴的なのは、前文の中に「このまちが大好き」という表現が盛り込まれたことです。「何のためにここで生活しているんだ」と考えれば、みんな故郷は大好きだからだと思うのです。そういう思いを表現として残すことができたのは、大変良かったと思います。

これからはいかにして認知度を高めていくかが課題でしょうね。広く市民の皆さんに知っていただく努力を続けてほしいと思います。

自治基本条例

わたしはこう思う

市民が生かしていく条例に

菅原 圭子さん (62)
＝前沢区＝
市自治基本条例検討委員会会長



思いもよらず会長という役を引き受けることになってから、3月に自治基本条例案が可決になるまで、常に心のどこかにこのことがありました。

最初はわたしたち委員も勉強の繰り返しでした。1条1条について関係する法律や資料を調べ、議論を積み重ねてきました。例えば「子どもの権利」「住民投票」などについて、条文として入れるかどうかから検討してきました。途中、広報紙で連載したり、市民フォーラムを開催したりするなど、これだけ市民に呼び掛けをしながらかつた条例はなく、開かれた奥州市づくりの第1歩といえるのではないのでしょうか。

条例で一番大事にされているのは市民主権です。この条例はほかの条例と違い、市民目線での表現や内容が取り入れられています。開かれた行政と、市民の積極的な参画がよりよいまちづくりには必要です。そのために、みんなでこの条例を生かしていきましょう。

条例のポイント

具体的に自治基本条例が何を目指し、市民の暮らしにどうかかわるのかという点について紹介します。この条例のポイントになる部分です。

条例の条文については、ホームページに掲載するほか、各公民館、地区センターに閲覧用資料を配布する予定です。

1 ポイント 市からの情報をもっと分かりやすくしていきます

みんなでまちづくりのことを考え、市民参画と協働のまちづくりを進めるためには、市政に関する情報を共有する必要があります。市は、広報紙やホームページ、パンフレットなどを積極的に活用し、市民の皆さんにとって分かりやすい情報を提供しなければなりません。既に「奥州市情報公開条例」がありますが、自治基本条例では市民の「市政に関する情報を知る権利」を保障するとともに、その前提となる「情報の共有」や「説明責任」を明確にしました。

2 ポイント 皆さんの意見をもっと反映させるようにします

これまで行われてきたさまざまな市民参画の取り組みは、条例や規則に裏付けられたもので

自治基本条例では、「地域コミュニティ」や「市民公益活動」への市の支援についても規定していますが、これからは市民、議会、市がともに力を合わせて、この条例を運用していかねばなりません。それぞれが持っている知恵、技、情報、資金、ネットワークなどを出し合い、役割に応じて連携・協力しながら、自分たちの責任で決定し、行動することにより、豊かな地域社会をつくり出していくという「協働のまちづくり」が今まさに始まるのです。

2 ポイント 皆さんの意見をもっと反映させるようにします

問い合わせ先 市庁まちづくり推進課市民活動係（内線313）